

神戸市体験型グループホーム事業運営要綱

平成 28 年 4 月 1 日
神戸市保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、施設入所中又は長期入院中、又は在宅で生活する障害者で将来に備えて訓練が必要な障害者等が共同生活援助を行う事業所を体験的に利用できるよう体験利用のための居室(以下「体験型グループホーム」という。)を確保し、あわせて神戸市障害者相談支援センター運営要綱に基づき配置された地域支援機能強化専門員(以下「地域支援員」という。)が体験利用にかかる調整・支援を行うことにより、障害者の円滑な地域移行及び地域生活の継続を促進するとともに、施設、病院及び地域の支援者の連携による支援のあり方について検証することを目的として、神戸市体験型グループホーム事業(以下「本事業」という。)を行うことについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号)に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 本事業は、共同生活援助を運営する社会福祉法人で市長が第 11 条の規定により適当と認めたもの(以下「事業実施法人」という。)が実施する。

(利用者)

第 3 条 体験型グループホームを利用できる者は、共同生活援助の体験利用の支給決定を受けた者とする。

(事業実施法人の責務)

第 4 条 事業実施法人は、神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 12 月条例第 49 号)に規定する指定共同生活援助事業の基準を満たしていなければならない。

2 事業実施法人は、利用者の状況を勘案し、必要に応じ体験利用の間、夜間に職員を配置するなど体験利用の利用促進に努めるものとする。

(事業実施法人と地域支援員の連携)

第 5 条 体験型グループホームの利用調整は地域支援員が行う。

2 事業実施法人は、体験利用の受け入れにあたっては、地域支援員と連携しなければならない。

(利用方法)

第 6 条 体験型グループホームを利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、神戸市体験型グループホーム事業利用申込書(様式第 1 号)を地域支援員を経由して、事業実施法人に提出するものとする。

(地域支援員の業務)

第7条 地域支援員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 利用申し込みの受付
- (2) 共同生活援助の体験利用の支給決定にかかる必要な支援
- (3) 利用調整
- (4) 体験型グループホーム利用計画の作成

2 地域支援員は、前項の業務を行うに際して必要があると認めるときは、利用希望者の同意を得たうえで、福祉事務所に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付状況、通院精神医療の適用状況及び生活保護の受給状況を照会し、主治医に病状を照会することができる。

3 地域支援員は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、神戸市長期入院患者退院支援事業その他障害者の地域移行を目的とした制度により配置される支援者と連携し、業務を行うものとする。

(事業実施法人による費用の徴収)

第8条 事業実施法人は、利用者から日割家賃相当額を徴収してはならない。

2 事業実施法人は、利用者から法に基づく定率負担の他に、食費、水道光熱費及び共益費の実費を徴収することができる。

3 前項の実費は、事業実施法人が利用契約書等にて規定する額とする。

(補助金の額)

第9条 市長は、神戸市社会福祉法人助成条例に基づき、事業実施法人に対し神戸市体験型グループホーム事業実施にかかる経費について補助金を交付するものとする。

2 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の申請)

第10条 事業実施法人は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- 1 神戸市体験型グループホーム事業補助金申請書(様式第2号)
- 2 事業実施計画書
- 3 その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第11条 市長は、前条の申請に対して、補助金を交付すべきものと認めたときは、神戸市体験型グループホーム事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により事業実施法人に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、交付決定を受けた事業実施法人の請求に基づき、補助金を概算払いし、4月から翌年3月までの実施状況等に応じて年度末に精算するものとする。

(事業実施の報告等)

第13条 事業実施法人は、事業終了後速やかに、神戸市体験型グループホーム事業実施報告書(様式第4号)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、速やかに交付した補助金を精算するものとする。

(調査等)

第14条 市長は、必要に応じて事業実施法人に本事業の実施状況について報告を求め、又はこれについて監査を行うことができる。

(施行の細則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障害者支援課長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(実施主体の特例)

第2条 本事業は、第2条の規定にかかわらず、宿泊を伴う単身での生活体験ができる居室を持つ指定障害者支援施設を運営する社会福祉法人で市長が適当と認めたもの(以下「特例事業実施法人」という。)が実施できるものとする。

(利用者の特例)

第3条 特例事業実施法人が行う体験型グループホームを利用できる者は、第3条の規定にかかわらず、身体障害者であって市長が適当と認めたものとする。

(事業実施法人の責務の特例)

第4条 特例事業実施法人は、第4条第1項、第2項に規定される基準に準じなければならない。

2 特例事業実施法人は、体験利用の間、利用者の状況を勘案し、必要に応じ、介護業務の全部又は一部を居宅介護事業所等に委託することができる。

(補助金の額の特例)

第5条 特例事業実施法人に対する補助金の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。

(補助金の申請の特例)

第6条 特例事業実施法人は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- 1 神戸市体験型グループホーム事業補助金申請書（指定障害者支援施設用）（様式第5号）
- 2 事業実施計画書
- 3 その他市長が必要と認める書類

(事業実施の報告等の特例)

第7条 特例事業実施法人は、事業終了後速やかに、神戸市体験型グループホーム事業実施報告書（指定障害者支援施設用）（様式第6号）を作成し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の特例)

第8条 市長は、交付決定を受けた事業実施法人の事業実施報告及び請求に基づき、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

区分	補助額
家賃補助	家賃実費と40,000円のいずれか低い額に開設月数を掛けた額
開設補助	3,000円に開設日数から利用延べ日数を控除した日数を掛けた額

別表第2（附則第5条関係）

区分	補助額
利用補助	9,000円に利用延べ日数を掛けた額
介護加算	居宅介護サービス利用にかかった実額。自立支援給付の算定に準ずる。